

効率と公正・きまり

名前 _____

_____ 月 _____ 日

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

きまりや決め方は、どんな考え方でつくればみんなが納得できるだろう。

下線に当てはまる語句を書こう。同じ番号には同じ語句が入る。左の欄の説明もヒントにしよう。

1 効率と公正

決め方の見方

1 限られたものをむだなく
使い成果を得る考え方。

2 みんなが納得できる、か
たよりのない考え方。

4 全員が同じ条件で参加で
きること。

限られた時間や土地、お金などを、むだなく使って最大の成果を得る考え方を 1 効率 とい

う。たとえば、みんなで使う教室や体育館の使い方を決めるとき、むだな空きを出さず、できるだけ多くの人が使えるようにするのは、効率を重んじた決め方である。

しかし、効率だけで決めると、一部の人が不利になることがある。そこで、みんなが納得できるよう、2 公正 の考え方が必要になる。公正には、決め方の過程にだれもが参加できているかという 3 手続きの公正、全員に同じ条件で参加の機会があるかという 4 機会の公正、結果が一部のの人に不当にかたよっていないかという 5 結果の公正 がある。効率と公正はどちらも大切で、場面に応じてつり合いを考える。

公正の見方	確かめること
<u>3 手続きの公正</u>	決め方にだれもが参加できたか
<u>4 機会の公正</u>	全員が同じ条件で参加できるか
<u>5 結果の公正</u>	結果が不当にかたよっていないか

2 きまりの意義

契約・権利と責任

8 当事者が合意して交わす
約束。

9 自分の利益を主張したり
行動したりできる資格。

10 自分の行いの結果を引き
受けること。

私たちの社会には、集団の秩序を保ち、対立をさけるための 6 きまり がある。きまりには、校則や家庭のルールのように身近なものから、国会がつくる 7 法律 まである。きまりは、つくる過程も内容も、みんなにとって公正であるかを考え、必要なら見直していく。

売買や貸し借りなどで、当事者が合意して交わす約束を 8 契約 といい、申し込みと承諾で成り立つ。いったん契約が成立すると、お互いにそれを守る責任が生じる。人は一人ひとり 9 権利 をもつが、それを使うときには、他人の権利を尊重し、10 責任 をともなうことを忘れてはならない。2022年から 11 成年年齢 が 12 18歳 になり、18歳になれば親の同意なしに契約できる。

できた / 12